

「ホームタンクの洗浄をしませんか」との勧誘に注意！**事例**

先ほど、ホームタンクの洗浄をしませんかと業者が訪問してきた。必要かと思い、すぐお願いした。13,735円だった。いつも灯油を入れてくれている事業者の確認の電話をすると高額な金額だった。契約書の裏に、クーリング・オフの記載がある、解約したい。
(30代男性)

**アドバイス**

- 市内において、灯油タンクの洗浄に関する訪問勧誘の相談が急増中です。
- 訪問販売は、事業者名や契約内容を説明しなければなりません。必要がなければきっぱり断りましょう。
- 灯油タンクの洗浄は、いつも利用している灯油配送業者にご相談することで洗浄ができます。突然訪問してきた事業者の勧誘には慎重に対応しましょう。
- 訪問勧誘による契約は、クーリング・オフが可能です。契約書面を受取ってから8日間は無条件で契約解除ができます。
- 困ったとき心配なときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

